

「神奈川県建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する計画（素案）」  
に関する提出意見及びこれに対する県の考え方

1 意見募集期間

令和5年12月18日（月曜日）から令和6年1月17日（水曜日）

2 意見募集結果

(1) 意見件数 28件（5名）

(2) 意見区分

意見区分	延べ件数
1 全般に関する意見	5件
2 県発注工事に関して	5件
3 県内自治体に対する取組	5件
4 関係団体に対する支援	5件
5 県民に対する取組	8件
合 計	28件

(3) 意見の反映状況

反映区分	延べ件数
A 反映した（している）意見	5件
B 反映していないが、他の施策の中で取り組んでいる意見	0件
C 今後の計画推進の中で参考にする意見	18件
D 反映できない意見	0件
E その他（質問、感想等）	5件
合 計	28件

番号	意見区分	意見要旨	対応区分	県の考え方
1	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保に対して、行政が積極的な役割をもって取り組むことの必要性、重要性が示されているものと評価します。	E	本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に取り組んでまいります。
2	2	県発注工事における賃金、労働条件等の実態調査をおこない、「計画」が着実に実行されていることを確認する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、本計画に基づく調査や確認の実施については想定していませんが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
3	3	神奈川県は、県内自治体における建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進する取り組みを促す、という趣旨を加える。	C	県内市町村に対して本計画書を送付するとともに、様々な機会を活用し、周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
4	4	関係団体がおこなう県内建設工事従事者および事業者に対する教育・啓発を支援する、という趣旨を加える。	A	神奈川労働局では、建設業労働災害防止協会等が行う支援委託事業の周知・啓発を通じ、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行っています。
5	5	県民に対する理解促進の取り組みをおこなう、という趣旨を加える。	C	本計画の策定後、県ホームページなどにより県民の皆様にも広く周知を行い、理解促進を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
6	5	計画に掲げる施策や具体的取組等の進捗状況を県民に対してわかりやすく公表する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、今後、県ホームページなどにより県民の皆様にも広く周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
7	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保に対して、行政が積極的な役割をもって取り組むことの必要性、重要性が示されているものと評価します。	E	本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に取り組んでまいります。
8	2	県発注工事における賃金、労働条件等の実態調査をおこない、「計画」が着実に実行されていることを確認する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、本計画に基づく調査や確認の実施については想定していませんが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
9	3	神奈川県は、県内自治体における建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進する取り組みを促す、という趣旨を加える。	C	県内市町村に対して本計画書を送付するとともに、様々な機会を活用し、周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
10	4	関係団体がおこなう県内建設工事従事者および事業者に対する教育・啓発を支援する、という趣旨を加える。	A	神奈川労働局では、建設業労働災害防止協会等が行う支援委託事業の周知・啓発を通じ、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行っています。

番号	意見区分	意見要旨	対応区分	県の考え方
11	5	県民に対する理解促進の取り組みをおこなう、という趣旨を加える。	C	本計画の策定後、県ホームページなどにより県民の皆様にも広く周知を行い、理解促進を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
12	5	計画に掲げる施策や具体的取組等の進捗状況を県民に対してわかりやすく公表する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、今後、県ホームページなどにより県民の皆様にも広く周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
13	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保に対して、行政が積極的な役割をもって取り組むことの必要性、重要性が示されているものと評価します。	E	本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に取り組んでまいります。
14	2	県発注工事における賃金、労働条件等の実態調査をおこない、「計画」が着実に実行されていることを確認する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、本計画に基づく調査や確認の実施については想定していませんが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
15	3	神奈川県は、県内自治体における建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進する取り組みを促す、という趣旨を加える。	C	県内市町村に対して本計画書を送付するとともに、様々な機会を活用し、周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
16	4	関係団体がおこなう県内建設工事従事者および事業者に対する教育・啓発を支援する、という趣旨を加える。	A	神奈川労働局では、建設業労働災害防止協会等が行う支援委託事業の周知・啓発を通じ、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行っています。
17	5	県民に対する理解促進の取り組みをおこなう、という趣旨を加える。	C	本計画の策定後、県ホームページなどにより県民の皆様にも広く周知を行い、理解促進を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
18	5	計画に掲げる施策や具体的取組等の進捗状況を県民に対してわかりやすく公表する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、今後、県ホームページなどにより県民の皆様にも広く周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
19	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保に対して、行政が積極的な役割をもって取り組むことの必要性、重要性が示されているものと評価します。	E	本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に取り組んでまいります。
20	2	県発注工事における賃金、労働条件等の実態調査をおこない、「計画」が着実に実行されていることを確認する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、本計画に基づく調査や確認の実施については想定していませんが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

番号	意見区分	意見要旨	対応区分	県の考え方
21	3	神奈川県は、県内自治体における建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進する取り組みを促す、という趣旨を加える。	C	県内市町村に対して本計画書を送付するとともに、様々な機会を活用し、周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
22	4	関係団体がおこなう県内建設工事従事者および事業者に対する教育・啓発を支援する、という趣旨を加える。	A	神奈川労働局では、建設業労働災害防止協会等が行う支援委託事業の周知・啓発を通じ、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行っています。
23	5	県民に対する理解促進の取り組みをおこなう、という趣旨を加える。	C	本計画の策定後、県ホームページなどにより県民の皆様にも広く周知を行い、理解促進を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
24	5	計画に掲げる施策や具体的取組等の進捗状況を県民に対してわかりやすく公表する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、今後、県ホームページなどにより県民の皆様にも広く周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
25	1	建設工事従事者の安全及び健康の確保に対して、行政が積極的な役割をもって取り組むことの必要性、重要性が示されているものと評価します。	E	本計画に基づき、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に取り組んでまいります。
26	2	県発注工事における賃金、労働条件等の実態調査をおこない、「計画」が着実に実行されていることを確認する、という趣旨を加える。	C	本計画は、本県における基本的な方針と取組の方向性を示すものとしており、本計画に基づく調査や確認の実施については想定していませんが、いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
27	3	神奈川県は、県内自治体における建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進する取り組みを促す、という趣旨を加える。	C	県内市町村に対して本計画書を送付するとともに、様々な機会を活用し、周知を図ってまいります。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。
28	4	関係団体がおこなう県内建設工事従事者および事業者に対する教育・啓発を支援する、という趣旨を加える。	A	神奈川労働局では、建設業労働災害防止協会等が行う支援委託事業の周知・啓発を通じ、建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を行っています。